

アスベスト調査が進まない！ 学校・児童施設の実態

2023年11月21日

ジャーナリスト 井部正之

2020年アスベスト規制改正が完全施行

- 2023年10月に有資格者によるアスベスト調査・分析義務が施行
 - 本来2005年の調査義務づけで位置づけられるべきが18年遅れ
 - 諸外国で当たり前の精度管理認証なし
- 事前調査結果について工事開始前に都道府県・監督署に報告
 - 自治体から非常に使いにくいと大評判
- 吹き付け・保温材などの除去後に有資格者による完了検査義務づけ
 - 完了検査の講習なし“素人”有資格者が担当で実効性なし
 - 諸外国で常識のクリアランス測定なし
- 成形板の切断・破砕などなしの除去「原則」義務づけ
 - 現場が変わらない。講習や周知、立ち入り検査が不十分

日本の規制「周回遅れ」の現実

- いまだに吹き付けアスベストなどの除去業者の許認可制なし
 - ILO石綿条約（第17条）違反
- 除去作業時のばく露濃度測定・記録保存、漏えい監視測定
 - ILO石綿条約（第20条第1項、第2項）違反（ばく露関連）
- 建設業は「臨時作業場」なので管理濃度（150本/L）適用除外
 - ILO石綿条約（第15条）違反
- 労働者に「定期的な訓練」提供、実施させる義務なし
 - ILO石綿条約（第22条）違反

**1989年採択で35カ国批准の国際標準
日本は2005年批准
20年近くになるのに違反だらけ**

学校施設等における吹き付けアスベスト等対策推進フォローアップ調査
調査結果の概要（2017年10月1日時点）

施設種別	調査済	未調査	割合
学校施設等	12万7827	12万6826	0.0%
私立学校	1万5547	4	0.0%

2005年以降に吹き付けアスベストなどを調査

こどもの居る施設はどうか？

社会福祉施設などにおける 吹き付けアスベストや保温材・断熱材な どの未調査

	分析予定（依頼）	分析予定（依頼）	計	割合	割合
社会福祉施設など計25万384施設のうち、吹き付けアスベストおよびアスベスト含有保温材など未調査					
児童関係施設（計6万9379施設）	298	6268	6566	0.4%	9.5%
障害児者関係施設（計6万9379施設）	528	6125	6653	0.8%	9.6%
高齢者関係施設（計10万8912施設）	379	5178	5557	0.3%	5.1%
その他関係施設（計2714施設）	4	388	392	0.1%	14.4%
			19168		7.7%
社会福祉施設など約2万施設で未調査 子ども関連で1万3219施設で未調査					

学校施設などにおける 吹き付けアスベストや保温材・断熱材などの 未調査

	割合	割合
学校施設など計12万7827機関のうち、吹き付けアスベストを未調査		
私立学校（計1万5547施設）	4	0.0%
学校施設など計12万7827機関のうち、露出したアスベスト含有保温材などを未調査		
公立学校（幼稚園、認定こども園、小中高校など計3万7798機関）	17	0.0%
公立学校関係施設（共同調理場、教育研修センターなど計1万8653機関）	51	0.3%
私立学校（幼稚園、認定こども園、小中高校など計1万5608機関）	46	0.3%
公立社会教育施設（計2万1739機関）	257	1.2%
公立社会体育施設（計2万8116機関）	362	1.3%
公立文化施設（計3578機関）	64	1.8%
小計	797	0.6%

学校施設などにおける 吹き付けアスベストや保温材・断熱材などの 未調査（続き）

施設種別	件数	割合
学校施設など計12万7827機関のうち、露出したアスベスト含有煙突断熱材などを未調査		
公立学校（幼稚園、認定こども園、小中学校など計3万7798機関）	474	1.3%
公立学校（高等専門学校、大学の計110機関）	2	1.8%
公立学校関係施設（共同調理場、教育研修センターなど計1万8653機関）	84	0.5%
国立学校（高等専門学校、大学など計141機関）	5	3.5%
私立学校（幼稚園、認定こども園、小中学校など計1万5608機関）	87	0.6%
公立社会教育施設（計2万1739機関）	269	1.2%
公立社会体育施設（計2万8116機関）	130	0.5%
公立文化施設（計3578機関）	69	1.9%
独立行政法人等施設（国立大、国立高等専門学校機構など計23機関）	1	4.3%

吹き付けアスベストはほぼ調査完了
保温材、断熱材などの未調査が多い

7

建築物の解体などでの石綿の除去や、封じ込め・封じ込みの作業を行う
事業者、関係者の皆さまへ

平成26年6月1日から
改正「石綿障害予防規則」が
施行されます

平成26年6月1日から、改正「石綿障害予防規則」が施行されます。
石綿は、その粉じんを吸入することにより肺がん、中皮腫などを引き
起こす可能性があります。特に、繊維状として吸い込まれた場合、建
築物の解体工事などは、一層の石綿ばく露防止対策が必要とな
ります。

厚生労働省では、このような状況を見まえ、吹き付け石綿の除去につ
いての調査、石綿を含む保温材や断熱材などの取り囲みに関する規
則を改定することとしました。

建築物の解体などでの石綿の除去や、封じ込め・封じ込みの作業を行
う事業者、関係者の皆さまは、改正規則に基づき、労働者のばく露防止
に向けた対策を講じていただくようお願いします。

改正の概要

- 吹き付けられた石綿の除去などについての措置
 - 吹き付けられた石綿の除去は、作業の必要に応じて行われます。
 - 作業中、作業員は呼吸器の着用が必須となります。
 - 作業と必要に応じて、作業員の健康が確保されます。
- 石綿を含む保温材、断熱材の調査
 - 建築物の解体などでの石綿の除去は、作業の必要に応じて行われます。
 - 石綿の除去、封じ込め・封じ込みが必須となります。
 - 封じ込め、封じ込みの作業では、労働者の健康被害、作業計画の改
定が必要となります。

厚生労働省・経済産業省・労働基準監督署

8

規制から10年近いのに こどもの施設で レベル2建材の「調査」 すら未実施

- 児童関係施設、障害児関係施設の計1万3219施設でレベル1～2未調査
- 学校施設の計1922施設でレベル1～2未調査（レベル1 4施設、レベル2 1918施設）
- 石綿障害予防規則第10条の管理義務違反の可能性